福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・福岡簡易裁判所判事　清水　淑江
千葉地方裁判所判事補に補する
千葉地方裁判所松戸支部勤務を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事補に補する
千葉家庭裁判所松戸支部勤務を命ずる
松戸簡易裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事　吉山　博仁
岐阜簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事　星野　充広
新潟簡易裁判所判事に補する（以上九月一日）

○定年退官
高等裁判所長官小久保孝雄は八月三十一日限り
定年退官
簡易裁判所判事**舩**橋和彦は八月三十一日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

登録海技免状更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十六の規定により次の海技免状更新講習を登録したので、同法第十七条の十七において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十九年九月六日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成二十九年八月二十三日
(二) 登録番号　海更講第十一号
(三) 登録海技免状更新講習実施機関の名称　株式会社オーシャンシステム
(四) 住所　東京都大田区羽田六丁目9番4号
(五) 代表者の氏名　小泉　修
(六) 登録海技免状更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社オーシャンシステム　東京都大田区羽田六丁目9番4号

登録海技免状失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の二の規定により次の海技免状失効再交付講習を登録したので、同規則第九条の七の四により準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年九月六日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成二十九年八月二十三日
(二) 登録番号　海失講第十二号
(三) 登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　株式会社オーシャンシステム
(四) 住所　東京都大田区羽田六丁目9番4号
(五) 代表者の氏名　小泉　修
(六) 登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社オーシャンシステム　東京都大田区羽田六丁目9番4号

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十九年九月六日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成二十九年八月二十三日
(二) 登録番号　操更講第九十四号
(三) 登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　株式会社オーシャンシステム
(四) 住所　東京都大田区羽田六丁目9番4号
(五) 代表者の氏名　小泉　修
(六) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社オーシャンシステム　東京都大田区羽田六丁目9番4号

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年九月六日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成二十九年八月二十三日
(二) 登録番号　操失講第九十四号
(三) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　株式会社オーシャンシステム
(四) 住所　東京都大田区羽田六丁目9番4号
(五) 代表者の氏名　小泉　修
(六) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社オーシャンシステム　東京都大田区羽田六丁目9番4号

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、青森県最低賃金（昭和55年青森労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月6日　青森労働局長　片端　仁文

第4号中「1時間716円」を「1時間738円」に改める。

山形労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月6日　山形労働局長　庭山　佳宏

第4号中「1時間717円」を「1時間739円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月6日　鳥取労働局長　内田　敏之

第4号中「1時間715円」を「1時間738円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和55年佐賀労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月6日　佐賀労働局長　松森　靖

第4号中「1時間715円」を「1時間737円」に改める。